

# 土木工事特記仕様書（令和8年4月1日以降適用）

## （土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

## （土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

### （共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

### （現場代理人及び主任技術者等）【変更】

#### 1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

##### 1. 選任通知

(4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。

② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

### （事故報告書）【変更】

#### 1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

### （しゅん工標）【追加】

#### 1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

### （仮設トイレの洋式化）

第3条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

### （交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

第4条 交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交

通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

- 2 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

	原則 警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が 配置困難な場合	災害対応など 緊急を要する場合
<ul style="list-style-type: none"> <li>公安委員会の指定区間</li> <li>高速自動車道路 自動車専用道路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通誘導警備業務を行う場所ごとに、検定合格警備員を1人以上配置</li> <li>同一の警備業者の警備員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県監督員がやむを得ない理由があると認めた場合</li> <li>建設業者の従業員等いずれかに該当する者等                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①検定合格者</li> <li>②県実施の講習受講者</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>上記以外の交通頻繁な現道 (道路交通センサス交通量4,000台/日以上の区間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事ごとに、検定合格警備員を1人以上配置</li> <li>同一の警備業者の警備員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業者の従業員等で次に該当する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①検定合格者のみ</li> </ul> </li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>その他の道路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業者の警備員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要</li> <li>建設業者の従業員等いずれかに該当する者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①検定合格者</li> <li>②県実施の講習受講者</li> </ul> </li> </ul>	

資 格	資 格 要 件
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者のうち、2年以内に法定教育を受講した者</li> </ul>
②交通誘導警備に関し専門的な知識及び技能を有する者	<ul style="list-style-type: none"> <li>徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者</li> </ul>

- 3 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者に電子メールにより送付し確認すること。

なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。

- 4 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。

- 5 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。

なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措

置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

6 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。